

令和7年第5回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年12月11日（第7日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	溝上 広行	9番	定松 弘介
2番	南里 隆司	10番	前田 弘次郎
3番	田島 隆一	11番	吉岡 英允
4番	吉岡 正博	12番	草場 祥則
5番	岸川 信義	13番	片渕 栄二郎
6番	友田 香将雄	14番	西山 清則
7番	重富 邦夫	15番	溝上 良夫
8番	中村 秀子	16番	内野 さよ子

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島 健一	副町長	百武 和義
教育長	下平 博明	総務課長	谷崎 孝則
企画財政課長	大串 恭隆	総合戦略課長	山口 裕一
税務課長	出雲 誠	住民課長	永尾 宗紹
保健福祉課長	山下 英治	長寿社会課長	小野 勉
生活環境課長	川崎 美津夫	農業振興課長	吉村 浩
商工観光課課長補佐	永石 健一	農村整備課長	吉村 大樹
建設課長	鶴田 浩紀	会計管理者	久原 美穂
学校教育課長	久原 正好	新しい学校づくり課長	永石 敏
生涯学習課長	矢川 靖章	農業委員会事務局長	石田 善人

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原 賢一
課長補佐	片渕 英昭
議事係書記	草場 雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

1番	溝上 広行	2番	南里 隆司
----	-------	----	-------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第59号 白石町議会議員及び白石町長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第60号 白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第61号 白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第62号 白石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第6 議案第63号 白石町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第64号 白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について

日程第8 議案第65号 財産の取得について

9時30分 開議

○内野さよ子議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝上広行議員、南里隆司議員の両名を指名します。

日程第2

○内野さよ子議長

日程第2、議案第59号「白石町議会議員及び白石町長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第59号「白石町議会議員及び白石町長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○内野さよ子議長

日程第3、議案第60号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第60号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○内野さよ子議長

日程第4、議案第61号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第61号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○内野さよ子議長

日程第5、議案第62号「白石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○中村秀子議員

この条例について、これは白石町では今まで子育て支援については一時保育、一時預かりなどを各園で行ったりゆめてらすでも行われております。従来の制度と今回のこの制度との違いについて説明していただきたいことと、仕様書を見ていると国のシステムを直接利用するというようなことが書いてあるんですけども、利用者が国のシステムを利用するのか、あるいは園のほうでするのか、どういうふうな使用方法でこの制度を使うのか、説明をお願いいたします。

○山下英治保健福祉課長

まず、乳児等通園支援事業、今回新たに創設をされます事業については、生後6箇月から満3歳未満で保育所に通っていない子どもを対象に、保護者の就労等の要件を問わずに時間単位で利用できる新しい通園制度でございます。

従来やっておる事業との違いは何かということでございますけれども、現在、現行保育園で保育を実施しておりますが、それについては保護者が就労などにより保育をできない場合に保育の必要性を認定をし、お預かりするものでございます。一時預かり、ゆめてらす等でも行っておりますが、そういうものについては、ゆめてらす、また有明ふたば保育園、有明わかば保育園で実施しております一時預かりでございますけれども、こちらのほうは保育園等に通っていない乳幼児を対象に保護者が一時的に子どもの保育が困難になった場合、そういった場合に乳幼児を保育園でお預かりする制度でございます。新たな制度との違いはそういったところでございます。

それから、新たなシステムが構築をされますけれども、こういったものかということですが、こども誰でも通園制度総合支援システムというものが国において立ち上げをされております。そのシステムによって、利用者である保護者の方は空き状況の検索、また予約ができたり、事業所においては予約の管理とか利用実績等のデータの管理、また市町村への請求書の発行等ができるようになってるようでございます。市町村においては、利用状況の確認や請求書などの確認ができるようなシステムが国において構築をされるというものでございます。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第62号「白石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○内野さよ子議長

日程第6、議案第63号「白石町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○西山清則議員

支給要件の第2条で80歳を削るということで、この80歳を削除した理由を伺いたいと思います。

○小野 勉長寿社会課長

対象年齢の80歳を削った理由ということで御質問をいただきました。

今現在、平均寿命が男性が81.09歳、女性が87.13歳と、80歳を超えるという社会となっております。もう平均年齢が80歳を超えたということで、現行制度の80歳を削って85歳からということで今回改正をしております。よろしく願いいたします。

○西山清則議員

これが祝金支給条例ということになっておりますので、77歳の喜寿とか80歳の米寿あるいは99歳の白寿等、こういった節目の祝いにやったほうがいいんじゃないかとは私は思っております。もう80歳を削ったから77歳の喜寿はできないかも分かりませんが、米寿とか白寿、それと100歳以上、これはこっちのほうに移行したらいかなものかなと思っております。もう85歳、90、95歳、100歳以上になっておりますけれども、同じ祝い金であるならば米寿、白寿、それと100歳以上のほうに絞ったほうがいいんじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○小野 勉長寿社会課長

対象の年齢を検討してみてもということで御質問をいただきました。

今回の改正につきましては、先ほどの理由と現行制度を大きく変えずに、混乱を避けるためにもありますけれども、現行制度を大きく変えないということで80歳を削るのみということで検討をさせていただきました。先ほどおっしゃいましたけれども、過去に喜寿、米寿、白寿を対象としたお祝い、これはもう商品券なんですけれども、そうい

ったのを送っていた経緯がございます。それは、平成31年、令和元年に取りやめたということ、前回の見直しとともに取りやめたという経緯もでございます。

ちなみに申し上げますと、人数を見ますと、今年の4月1日現在の数字ですけども、御提案いただきました喜寿、米寿、白寿、100以上で606人です。80歳を含めた現行制度を対象とすると、639人。改正後、80歳を対象から除いた場合、その場合は449人ということとなっております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第63号「白石町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○内野さよ子議長

日程第7、議案第64号「白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝上広行議員

質問させていただきます。

今回、公募は行わずに、引き続き公益財団法人白石町文化振興財団を指定する理由として、過去30年間にわたり無事故で運営してきた実績を上げられています。この実績自体は高く評価できるものだと思います。ただ、その一方で、この30年間というのは一度も公募が実施されなかった期間にもなりますよね。長い間競争的な見直しが行われてこなかったという点は、指定管理者制度の趣旨から見ても大きな課題があると思っております。

本来、指定管理者制度は民間のノウハウを活用することによる効率化とサービス向上を目的としていますが、競争が働かない環境ではその効率化や生産性向上へのインセンティブが弱まりやすいという点があります。また、財団の役員には副町長をはじめ町の職員、あと元職の方もいらっしゃるんですよね、と議長、教育長に加え、町から補助金の交付を受けている団体の代表者も多数含まれているように見受けられます、

名簿を見たところですね。結果として、財団の意思決定や運営方針には役場の意向や組織文化が反映されやすい構造となっており、外部的な視点や独立性が働きにくい点は看過できません。

収益の大部分も町からの委託料や補助金であり、年間おおむね1億円程度の公費が投じられている現状があります。これは、町財政において決して小さくない金額であり、当初から比べて増加傾向にもあることから、持続可能性の観点でも効率化の視点は不可欠であると思います。事前の説明では、財団はしっかりと監査を受けているとの趣旨の回答がありましたけれども、監査の主眼は法令遵守や事務処理の適正性を確認するものであって、効率化や生産性向上を評価するものではないというふうに思います。

以上の点から、公募を行わないのであれば、それに代わる改善促進の仕組みを設けることが不可欠であると思います。ついては、指定の条件として効率化や生産性向上を評価するための具体的な指標や改善計画の提出を財団に求めることを提案いたしますが、町としての見解を伺います。

○大串恭隆企画財政課長

スカイパークふれあい郷の指定管理料につきましては、毎年決算の報告を6月議会でさせていただいております。6年度の決算で申し上げますと、指定管理料をお支払いしているのが9,316万1,000円という数字でございます。ふれあい郷の事業報告では、施設管理費のうちプールの光熱水費がかなりの大きなウエイトを占めております。それだけではなく、プールのある爽明館のほか、ホールのある自有館、交流部門、簡易宿泊所の遊喜館、または愛菜農園、芝生広場などの大規模な複合施設の維持管理を行っていただいております。指定管理料のうち約半分は公共施設維持管理基金を繰り入れており、全てを一般財源で賄っているわけではございません。

白石町文化振興財団は、平成24年度に財団の事業の公共性、公益性の理由により、公益財団法人の認定を受けられております。公益性の追求が活動の目的で、利益を追求する一般的な株式会社や市民が自発的に行うボランティア活動などのNPO法人とは異なり、成り立ちや税制面での違いがあり、活動費全体の50%以上を公益目的事業に占めることが公益認定を受ける上での重要な要件となっております。

公益財団法人として活動するためには、利益を目的とせず、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定められた学術や芸術、技術、慈善活動など23の事業が公益目的事業の対象となっており、公益法人になるためには基準と条件を満たし、内閣府または都道府県の行政庁の公益認定を受ける必要があります。公益財団法人には国、都道府県が認められた厳しい審査基準をクリアした安心・安全の団体とみなされます。このため、事業内容に制限があり、大幅な事業拡大や過剰な利益追求はできないこととなっております。

支出減につきましても、電気料につきましても空調は職員、従業員だけの部屋は最低限のみ使用し、利用者に不便がないように運営を行うなど、経費削減に努めておられます。また、施設の維持管理だけではなく、しろいし音楽祭など自主文化事業、水泳教室などの自主スポーツ事業、白石町青少年育成町民会議、白石町生活習慣病予防

教室などの受託事業も行われており、幅広い活動を行われております。

毎年度予算計上をする指定管理料につきましては、財団と事前協議を行い、収支の改善策として収入増、支出減の方策について協議をいたしております。指定管理料の大半が維持管理経費ということもあり、施設の老朽化による修繕費の増加、昨今の物価やアルバイト等の人件費の高騰もあり、効率化や生産性向上を目指すことは当然でございますが、コスト削減を重視するあまり、サービスの水準が低下したりすることがないように公の施設の管理運営を図っていく必要がございます。

先ほど、6年度の決算の話を若干させていただきましたが、もう少し詳しい話をさせていただきますと思います。

6年度の公益財団法人の白石町文化振興財団の決算で申しますと、収入総額が1億1,590万円程度になっております。その中で、先ほど申し上げましたように、管理受託収入が非常に大きな部分を占めているということになります。この分につきましては、指定管理料、電気の高騰分、法定検査等の保守点検委託料ということでございます。

それに対します主な支出でございますが、光熱水費、これは電気、水道、ガス、委託料、ふれあい郷の施設の清掃あるいは警備あるいは緑地の分の管理も含まれております、この分の委託料、あと7名の職員の給料、職員手当、退職給付、雇用保険、そのほかアルバイトの賃金、社会保険、雇用保険等々含めると、主な支出だけで9,780万円程度で、白石町が払っておる受託の指定料よりも歳出額が増えていると、大きくなっているということが現状でございます。

それと、白石町の6年度の予算総額でいきますと、ふれあい郷の予算総額では1億600万円程度になっております。先ほど申し上げましたけれども、公共施設の維持管理基金のほうから5,100万円、全体の47.6%を基金から支出をいたしております。それ以外に、佐賀県市町村振興協会の市町村交付金が540万円程度、一般財源が47%になっております。

今後の事業計画といたしましては、今年度から始められましたインスタグラムなどのSNS媒体により幅広い世代へ情報発信を行い、施設のPRやイベントの充実を図って、施設の利用者の増加を目指していく計画もされておるところでございます。現在、人口減少、少子・高齢化など、利用者も年々減少していくことが今後予想されておりますが、財団といたしましては今後5年間の間、ふれあい郷の施設利用者数の改善を講ずるよう、町のほうからこのような取り組みを求めていくつもりでございます。指定期間の5年間の基本協定を結ばせていただき、毎年度協定を締結する中で、財団と次年度の協議を行うことで改善を図っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○溝上広行議員

回答ありがとうございます。

確認なんですけど、先ほどの答弁の中で指定管理料と法定委託料とかの金額よりも必要経費が上回ってますということで、その必要経費の中でアルバイトとか臨時職員の話が出ましたけど、それとは別に自主事業もされてて、それはまた町から補助金を

もらったりして実施して、その分とかの人件費もさっき言われた必要経費の中に入ってるんじゃないかなと思うんで、そこは補助金とかも入れた上でちゃんと数字を見ないといけないのかなと思いましたので、答弁の内容をまとめますと、あまりにも厳しくすると利益追求型とかになるともとの公益性が損なわれるのではないかという懸念があるというのと、これからはSNSなどを通じて利用者を増やしていこう、これはあれですよ、収益を改善する、収入のほう、もっと利用者が増えるような形になるので、そういう方向を目指してますということだったと思います。

そのこと自体はそのとおりだし、収益改善はそういう方向でされたほうがいいと思います。軽くほかの議員さんともこの話をしたときに、職員さんの給料が全然上がらんというのがあって、何ですか、利益を追求するがゆえに、例えばコストカットしてじゃなくて、より多くの方が利用していただけるような環境を整えてもっと来てもらったらその分使用料が増えるので、それが職員さんのほうにも最終的に還元されるのか、そういうほうが望ましいかなと思うんですけども、そういう協議をされてると、その結果SNSを通じてとかという話になってるんだと思うんですけど、そこを見える化していただきたいなと思うんですよ。具体的にどういう目標を立ててやっていますとかという5年間の計画を立てて、それに基づいて指標を見ながら、ああここはこうだったね、これは改善しなきゃいけないねというのをやるのは一般的な組織の運営として当たり前のことだと思うんですけど、その報告書にはそこまで細かくは書いてないですよ、いただいた報告書の中には。そういうのは、外部の視点を議会のほうで見れるような仕組みづくりというのはあったほうが、よりちゃんとシステムとして回るんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○大串恭隆企画財政課長

令和7年4月1日から公益法人制度の変更によりまして、若干経理の仕方が変わってきておりまして、何がどう変わったかといいますと、財務規律の柔軟化、明確化が1点目、2点目に行政手続の簡素化、合理化、自律的ガバナンスの充実ということで、この中で今まで単年度の経理だったわけですが、5年間まとめてということではなくて、今までは公益事業を行うための費用を超える収入を得てはならないという基準がございまして、赤字を原則として、黒字が出た場合には短期間での消費を求められているという制度でございましたけれども、新しい令和7年からの制度では財源の有効活動という趣旨が明確になるように中期的な収支均等を原則として、5年間という中期的な期間での収入均等を図ることとなり、例えば剰余金がある場合には過去の赤字との通算を行って、なお黒字が残る場合には公益目的保有財源の取得等により解消するなど、翌年度以降の事業を拡大することで解消することを求められましたと、認められたというところでございます。

地方自治法の中に定めております規定につきましては、公益財団法人、指定管理のところですけど、毎年度議会に報告することになるということになっておりまして、5年間を通じてということは考えていないところでございまして、毎年毎年決算をいたしまして議会にも報告しておるところで、先ほど申し上げましたように、収入の改善を図っていききたいということでございます。

それともう一つ、ふれあい郷については白石町の施設ということで町の施設になっておりまして、使用料につきましては町の条例のほうで定めております。昨今の物価の高騰等もありまして、今使用料の見直しを図っております。今の、例えば2時間で町内の方が利用される場合については550円ということで決まっておりますが、そういった部分を今年、来年にかけて見直しをするということでございます。ですから、料金については町のほかの施設と同様な形で公益性とか、そういった部分でしていく。ただ、利用者を増やすということは指定管理の白石町文化振興財団でできますので、そのことについてはインスタグラム等を利用して利用者を増やしていくという方法があるということをお先ほど申し上げたところでございます。

以上です。

○溝上広行議員

次で最後ですけど、もう一度確認します。

公益財団法人として独自にやれることと云ったら、まず利用者を増やすような方策、それがインスタグラムってなってますけど、別にほかにもいろんなことを考えられるんじゃないかなとも思います。そういったのを5年間の計画をちゃんと立てて、PDCAサイクルを回して、それを外部の評価も受けた上で改善していくというのは当然の内容だと思うんですけども、実際最も公益性が高いといってもいいじゃないと思うんですけど、この役場ですらそういうことの計画を立ててやってるわけですから、公益財団法人だってやっていいことだとは思うんですよ。

すごく役場がやっているその行政経営プランみたいなものじゃなくても、利用者をもっと増やしていきたいとか、そういうのだけでもまずはスタートしてもいいと思うんですけども、それをちゃんと5年間の中でこういうことをしていきます、こういうことが考えられますねというのをちゃんと仕組みとして担保して指定をすると、条件としてそういうことをちゃんとしていきますよ、もう既に話してるのであれば別に難しいことではないと思いますよ。それをちゃんと明文化した上で開示してPDCAサイクルを回すってだけです。それをという趣旨で言ってるんですけども、伝わってますでしょうか。その点、いかがでしょうか。

○大串恭隆企画財政課長

溝上議員がおっしゃいますように、白石町につきましては町のほうで行財政計画改革プランということで、行革についても毎年審議をしております。そんな堅苦しいことじゃないよと、そこまで大きなことじゃないよということですので、長期的な部分の、5年間になるか分かりませんが、そういった形で長期的なプランに立った収入、支出の方向を財団のほうと一緒に協議をしていきたい、進めていきたいと思ってるところでございます。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

先ほど来、公益財団法人という枠組みの中での質疑が行われてるようだったので、私としては指定管理者制度という観点から質問をさせていただきます。

今回の議案第64号の説明資料、勉強会としていただいている資料の中に、白石町指定管理者制度の運用に関する要綱ってことでいただいております。そこには公募によらない合理的な理由としまして、当該公の施設を現に管理している者が引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるときということ、今回公募によらない形でされるということでありました。

その中で気になったことがあったので、質問です。

その第5条の前段にあります第4条の公の施設の指定管理者の候補者の選定は、当該公の施設の指定管理者の指定に係る申請をしたものに関し、次に掲げる事項について検討した上で行わなければならないというところがあります。その中に、4番目のほうに施設の管理運営に関する情報公開が確実に図られているかどうかという項目があります。

同じく、白石町情報公開条例の中に、すみません、これはどこだ、第15条2項のほうに抜粋してその話をしますね。地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理に関する業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、その後実施機関は、出資法人及び指定管理者の情報公開が推進されるよう、指導に努めるものとするというふうにあります。

今回のところでいえば、公益財団法人白石町文化振興財団のところを調べてみますと、ふれあい郷のところの一つのページに載ってはいるんですが、情報公開として資料等が全くない状態です。私としては、長年こちらのほうで担っていただいていたということもありまして、そこで公募によらない形で実施されるというところに関しては全く問題はないというふうに考えてはいますけども、ただ先ほど来話がありましたように、その公募のところの考え方からすると、公募というのはそもそも透明性と公平性というところの観点からやるべきだというふうになっておりますので、その透明性をしっかり担保するためにはこういった情報公開というところを徹底的にやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、そのあたりの考え方について答弁をよろしく願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

令和7年4月1日から公益法人制度の変更、先ほど若干触れましたけれども、公益法人の情報開示が強化されまして、透明性が向上するような制度となっております。

行政庁であります県の担当課の事業報告などの提出書類の公表が行われるようになります。公益法人インフォメーションというものがございまして、そのサイトにおいて公益法人からの書類提出後、書類につきましては財務諸表になりますけれども、提出後、順次確認、チェックを行いまして、内閣府へ提出後、内閣府から公益法人イン

フォメーションのほうに提出をされて掲載されるという流れになっております。

文化振興財団につきましては、期限内に提出が済んでおりまして、現在県の担当課のほうで確認作業中ということになっております。佐賀県内で公益財団法人は38ございますけれども、そのチェックが済んだのが今のところ10団体ということでございまして、チェックを終わり次第ということで順次掲載されるということでございまして、ふれあい郷のサイトにおきまして公益法人インフォメーションサイトをリンクしていく予定と考えているところでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

インフォメーションのほうのリンクを貼るってことだったんですけども、多分インフォメーションに触られた方は分かるとは思いますが、あれは申請方式なんですね。メールアドレスとかいろいろ申請を出して、それで公開いただくって形なので手間がかかります。

公益財団法人というところで調べましたら、公益財団法人の一番トップっていったら言い方が悪いかも分からないんですけども、公益法人協会というところがありました。そこのほうを確認しましたら、見てもらったら分かるように、情報公開というカテゴリーがありまして、そこには定款であったり役員名簿であったり事業報告等、いろんな種類が令和2年度から添付されています。もうすぐに見れる形になってるんですね。申請をして見るというよりはこういった形で積極的に公開するというのがそもそも必要じゃないかなというふうに思いますし、これは公益財団法人という枠組みであって、冒頭お話ししたように、指定管理という制度からすると、情報公開を進めていかなきゃいけないというのは、これはもう条例にもものっっている形ではありますので、これはしっかりと進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

実際、指定管理を町としても今取り組んでいただいている白石町社会福祉協議会さんのほう、こちらのほうに関してはちゃんと事業計画と報告というページを設けられております。これはできないわけじゃないというふうに思います。

実際、すみません、これは残念なことだったんですけども、道の駅しろいしのカンパニーさんのほうに関しても、これは指定管理を受けられてはいるんですけども、情報全くないというところなんです。これはほかのところにあるのかなって思って調べたんですけども、ネット上で取ることもできないということがあります。

これは指定管理として、さっき公平性のところとか透明性のところを担保するためには、ここは積極的に町としてもこういった形で公開をしていく、表示をしていくというところは必要じゃないかなというふうに思っておりますが、もう一度答弁のほうをお願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

先ほどの公益法人インフォメーションサイトについては、確かにそのサイトに行くと法人番号とか公益法人の名前とかを入れて検索しないと出てきませんもんね。検索

してもまだその準備段階なので出てきてないということです。

ふれあい郷につきましても、道の駅も一緒なんですけども、施設としては議会のほうでお話をしているとおり町の施設ということで、その中の運営については町の職員ではなくて委託をしていると、その分については指定管理というような制度を取っております。確かに友田議員言われるように、その施設については管理する団体のほうで決算報告等もしておりますが、ホームページ上に公開をしていないと透明性が確保できない、担保できてないということでございますので、公表するような方向性で財団のほうと話をしていきたいと思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

ぜひ、いろんな方が情報を取れる形になれば、より応援しやすくなる形になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、公益財団法人さんだけではなくて道の駅しろいしだったり、今後いろんな、要は公募によらない形になる可能性があるところに関しては、ある一定上の情報公開というルールづくりをしていただければなというふうに思っております。

これは今すぐの話じゃないとは思いますが、総務省のほうの令和6年4月26日、総務省自治行政局行政経営支援室のほうから出されている指定管理者制度というところの資料がありました。こちらのほうの16ページのほうにあるんですけども、総務省としても、さっき関連として話が出てたんですけども、要は指定管理者の評価を実施、どのくらいしてるのかってことで調べられてるときに約8割の施設で評価を実施されていると、すみません、前回調査はいつされてるのか私は確認できなかったんですけども、1.1ポイントの増というふうにありました。

評価をある程度もちろんされてるとは思うんですけども、この評価に関してもしつかりと実施してますよと、それについてもしつかりと、要は客観的に情報が取れるような形もしていく必要が、これは総務省のほうからも出て、その指標としてされてることは推進していくべきなんじゃないかなというふうに思いますが、関連として質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○大串恭隆企画財政課長

ふれあい郷につきましては、冒頭に溝上議員のほうからうちの副町長だったり、私が理事になったり、あるいはそういう関係者の方、もういろんな方が理事だったり評議員だったりしております。その中で報告なり補正なり理事会なりというような形でしていただきましたので、当然その施設が町の施設なので、町のほうとしてのそういう思いは持っておりましたけれども、その評価と申しますか、評価は今までできておりません。その都度、その運営についても私たちのほうから口出しをしていきますというか、指導はしているところなので、評価は考えておらなかったところですけども、総務省のその指標自体を私も確認しておりませんので、確認をさせていただいて今後の方向性を考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第64号「白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○内野さよ子議長

日程第8、議案第65号「財産の取得について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第65号「財産の取得について」の採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も議案審議です。

本日はこれにて散会します。

10時13分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年12月11日

白石町議会議長 内野 さよ子

署名議員 溝上 広行

署名議員 南里 隆司

事務局長 中原 賢一